



シンポジウム特集

「北海道大学の総長解任問題を考える」

10月8日(火)18時よりシンポジウム「北海道大学の総長解任問題を考える」が北大職組・北海道高等教育研究所の共催で開かれました。会場となった北海道大学人文科学総合教育研究棟203号室に、教職員・学生・市民など80名を超える人が集まりました。

開会のあいさつで山形北大職組委員長は、北大職組が、働く者の権利を守り労働条件を改善する取り組みとともに、大学の民主化をも目的に掲げており、この間の総長解任問題に関して何も事実が明らかにされることなく、密室で進められてい

ることは民主主義の問題でありシンポジウムを開催するに至ったと説明しました。

その後、荒木執行委員から報告「総長解任をめぐる報道と北大の対応」がなされ、教職員からみた本件の経過と大学の対応について問題提起しました。引き続き教育学研究院光本准教授が「北大総長解任問題を考える―「大学改革」と大学自治・国民のための大学づくりの課題―」と題して講演を行いました。以下、報告と講演の趣旨・要約です。

報告「総長解任をめぐる報道と北大の対応」

報告者：荒木 肇氏（北方生物圏フィールド科学センター）

1. 報道と北大通知を時系列でみると

当初、総長の体調不良による療養と総長職務代理の配置と伝えられたが（2018年12月評議会）、「総長ハラスメントか」と報道する新聞や雑誌に後追いし、総長職務代理から「平成30年10月末名和総長の言動に対する訴えがあり、11月初旬に総長選考会議を開催し、総長選考会議のもとに調査委員会を設置して、同会議で調査中」と伝えられた（2019年4月8日）。7月にも新聞各紙の報道を追認する形で、総長職務代理より「総長選考会議規程による総長の解任を文部科学省申し出た。解任申出内容は、文部科学



省の手続きに影響を与える恐れから、明らかに「できない」と通知された（2019年7月12日）。その後まもなく、名和学長名のメールが学内不特定多数の教職員へ配信され、「パワハラと評価される行為はない…19年2月5日退院、2月12日からの復職を申し出たが、北大役員会（2月10日）は、総長選考会議が私の非違行為を認めたことを理由に復職を拒絶」等の記載があった。さらに「北大は、調査委員会は直接聴取を行っていないと認めた上で、調査は適切だったとしている」との報道もなされている（8月24日共同通信・毎日）。学内世論を反映して部局長連名の

解任申出内容の開示要求に、選考会議が拒否回答（文科省決定時に内容を公開するとの付言あり）、さらに7月と9月の北大職組からの開示要求にはいっさいの回答がない。

2. 消えない疑問 大学として解決の在り方を探りたい

「現総長を決定した選考会議が解任を申し出るには相当の事件があったはずで、学内への説明責任があるはず」「パワハラというなら北大のハラスメント対応は機能したのか」「選考会

議は現総長のからの聴取なしに決断したのか」との疑問が続く。北大は教育機関として、問題の根源を自己検証し、自ら対策を講ずる必要がある。討論では「北大は自己判断を放棄して文科省に委ねた」との意見も出された。部局長の開示要求にはすぐに回答したが、組合の開示要求にいまだに未回答の状況は北大の建学精神‘Be gentle’に合致するだろうか？ 社会的信頼の失墜、そして大きな不利益を北大が負う不安がつきまとう。

講演

「北大総長解任問題を考える

—「大学改革」と大学自治・国民のための大学づくりの課題—

講演者：光本 滋氏（教育学研究院）

解任の正当性に関しては、具体的な解任理由、学内規定に基づく手続き（名和学長に対する意見陳述の機会の付与）を行ったかについて学長選考会議は一切公表しておらず、われわれは新聞報道等で断片的な情報を知りうるのみである。一方、名和学長は代理



人弁護士を通じて、解任申出は事実無根、意見陳述の機会を与えられなかったと発表している。今後、行政手続法は名和学長に対して弁明や証拠提出の「聴聞」の機会を保障しており、ここで真相が明らかにされることになるが、解任申出から2カ月余り経っても「聴聞」は開催されていない。文科省が解任申出の内容や手続きに重大な問題があると認識している可能性もある。

学長とは何か。法律上、大学の学長の職務は「職員を統督する」と抽象的に定められているのみである（学校教育法）。また、長い間、国立大学の学長選考は評議会が行うこととされてきた（教育公務員特例法）。これは、「学問の自由」を守り発展

させようとする大学関係者の歴史的な努力の反映である。学長選考プロセスは各大学の自治により行われてきたため、大学構成員（学生・教職員）の権利保障や大学の社会的なあり方を問われる中、教員だけでなく学生や職員も投票権を持つなど、構成員の責任により学長を選考する制度が広

がった時期もあった。しかしながら、2004年の法人化以降は、国立大学の学長は国の大学格付けと予算配分、および中期目標の指示の下、計画的に業務を行うことを義務づけられ、学長はその監督責任を負うことになった。さらに、2014年の学校教育法「改正」以降、学長選考会議による学長の業務実績の評価や、学長の解任に関する規程の整備を求める行政指導が強められている。外在的に求められる「大学改革」を要領よく遂行できる人物を学長にしようとする力が今回の解任劇の背後に働いている疑いもある。大学は教育・研究を通して社会的責任を果たしていく組織である。そのために、学長はじめ大学の経営層は、現場であ

る教育・研究組織との意思疎通をよくしていかなければならない。学生の要求に応えることは特に

☆——☆——☆——☆——☆——☆——☆

休憩後に戸田書記長の司会進行で、山形委員長、荒木執行委員、光本氏がフロアからの質問に答える形式で質疑・意見交換がなされました。ここでは、学生から質問や意見が続き、この問題へ学生が強い関心を持っていること、これからの大学の運営に学生が関わることの必要性が感じられました。

最後に北海道高等教育研究所の姉崎洋一代表理事（北海道大学名誉教授）が閉会あいさつとして、次のようにまとめました。「私立大学関係者を含め多くの学外の方が総長解任問題に関心を持っているが、その構図は未だに対立構造

重要である。こうしたことをめざす大学づくりは私たち自身の課題でもある。

がはっきりしません。まずは事実の確認が大前提です。かつて大学自治の議論が進んだ1970年前後に、北大教育学部でも学生・院生の参加する学部協議会がつけられました。それらが活用されていないのが現状です。問題を解決するのは大学の当事者であり、どちらにも与しない組合のような組織が主体的に取り組んで大学の自治に貢献してほしいと思います。北大がきちんと解決しないとこれが悪しき前例となって全国に広がってしまう危険性もあります。不透明のまま解決させないことが大事です。」



参加者からの

北海道大学への意見

●大学改革と言っても、北大は「変わらない大学」の良い例ですね。理念とかをいろいろかかげていますが、理念とは異なる対応をする大学には失望しました。荒木先生が一番最初に投げかけた質問に「本当に機能しているか？」とありましたが、機能していません。北大には機能していないことがたくさんあります。

●学生としては、世間に胸を張って北大生と言えるような自らの誇りとできる大学であってほしい。事実の解明・透明化・公開をしてほしい。新聞社に情報がよく漏れているようでセキュリティに不安を感じた。

●内部のウミを出していただきたいです。それが、社会に対する責任です。

●トップに権力が集中すると、トップがコケたら終りだね！！ 分散型組織の方がサバイバルにふさわしい。組織セキュリティを考えるなら現在の体制はあやうい。

●構成員として、当問題の一刻も早い解決を望みます。学長選考会議並びに調査委員会のみでの対応が期待できないのであれば、新たな解決策が必要なのではないでしょうか。

●名和総長不在のまま議論が続くのはやはりおかしいと思う。何らかの形で構成員との対話を設け、北大の今後を考える機会が欲しい。

●情報開示（大学執行部／選考会議）。組合は重要な役割を担っていると感じた。

行事参加報告

「公務職場の非正規労働について真剣に話してみたいと思っている会」パート3

今回で3回目を迎えるこの会に私は初回から毎回出席しているが、他の職場で権利を勝ち取った話を聞き元気をもらおうと共に、想像以上に過酷な労働条件で働く人もまた多く、やるせない気持ちにもなる。とりわけ、ハローワークで就業支援等を行っている職員は、公務員であるため労働契約法が適用されず、1年更新の契約を5年間続けたとしても無期転換権は得られない。しかも3年ごとに公募に応募し、他の求職者と競わなければならないという理不尽さ。ハローワークは民間企業に対して非正規職員の正社員化を推奨しているにも関わらずである。

北海学園大学では非正規職員が正規職員と同等の手当を勝ち取ったとのことのお話（少ない額ではあるがボーナスまで!）。一方、札幌市内の大学で働く人からはこんな話もあった。「当局は北大の労働条件を見ているので、北大が改善されるとこちらも良くなるため頑張ってもらいたい」。良くも悪くも北大は注目されています。（日下稜）



10月24日に
笠原総長職務代理と会見。
内容は後日報告します。

最低賃金が上がります!
時間額 861円
【2019年10月3日から発効】

地域別最低賃金が10月3日より改定され、北海道は時給861円となりました。北大事務系非正規職員

は札幌キャンパス880円、札幌以外は850円からの募集でしたが、850円では違反となりますので引き上げるようです。最低賃金をなんとか上回るほどの低賃金なのです。

《当面する行事等》

- | | | | |
|---------|-------------------------|-------------|----------------|
| 10/26 | いのちと健康を守る北海道セミナー | 10:00～16:00 | かでの2.7 520 研修室 |
| 10/31 | 自然エネルギーと原発のこれからを考える連続講座 | 18:30～ | エルプラザ 2階環境研修室 |
| 11/9-10 | 合同教研全道集会 | 12:30～ | 札幌学院大学 |
| 11/18 | 過労死防止シンポジウム | 13:30～ | ホテルポールスター札幌 |
| 11/19 | 戦争させない総がかり行動 | 18:00～ | 大通西3丁目 |
| 11/30 | 道労連結成30周年記念シンポ&レセプション | | |

2019合同教育研究全道集会

日時: 2019年11月9日(土)～10日(日)

場所: 札幌学院大学(江別市文京台11)

テーマ討論: 9日12時30分～14時30分

- 1) 迷走する大学入試改革
- 2) "らしさ、って何?"
- 3) 学校と地域がつながり、子どもたちの成長を支える
- 4) 20代30代の教職員が今と未来をちよっぴり語る
- 5) アイヌの先住権と「アイヌ施策推進法」

分科会: 9日14時45分～18時30分、10日9時30分～15時

24の分科会でレポートをもとに討論・意見交換します。

主催: 2019合同教育研究全道集会実行委員会

※全大教北海道から1日1,000円の交通費が出ます